

南三陸町介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス（独自）サービスコード表

令和3年4月1日～

※令和3年4月1日以降に介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業の指定を受けた事業所用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合算単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111 訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1176単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	1,176 1月につき
A2	1114 訪問型独自サービスⅠ・同一		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	39 1月につき
A2	2111 訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	35 1月につき
A2	2114 訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	35 1月につき
A2	1211 訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2349単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	2,349 1月につき
A2	1214 訪問型独自サービスⅡ・同一		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	77 1月につき
A2	2211 訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	69 1月につき
A2	2214 訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	110 1月につき
A2	1321 訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3727単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	3,727 1月につき
A2	1324 訪問型独自サービスⅢ・同一		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	123単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	123 1月につき
A2	2321 訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	123卖位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	110 1月につき
A2	2324 訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	123卖位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	268 1月につき
A2	2411 訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	268単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	268 1月につき
A2	2414 訪問型独自サービスⅣ・同一		※1月の中で全部で4回まで	268卖位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	240 1月につき
A2	2511 訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	272単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	272 1月につき
A2	2514 訪問型独自サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で5回～8回まで	272卖位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	244 1月につき
A2	2621 訪問型独自サービスVI	ヘ 訪問型サービス費 （独自）（VI）	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	287単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	287 1月につき
A2	2624 訪問型独自サービスVI・同一		※1月の中で全部で9回～12回まで	287卖位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	257 1月につき
A2	1411 訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 （短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2 (20分未満)	167単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	167 1月につき
A2	1414 訪問型独自短時間サービス・同一		※1月につき22回まで	167卖位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 %	149 1月につき
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10 % 減算	1月につき
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15 % 加算	1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15 % 加算	1日につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15 % 加算	1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10 % 加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10 % 加算	1日につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10 % 加算	1回につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5 % 加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5 % 加算	1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5 % 加算	1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	リ 生活機能向上連携加算	チ 初回加算		200単位加算	200 1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上加算I			(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100 1月につき
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上加算II			(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200 1月につき
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算I	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算II			(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算III			(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273 訪問型独自サービス処遇改善加算IV			(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 令和4年3月31日まで算定可能	(3) で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275 訪問型独自サービス処遇改善加算V			(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 令和4年3月31日まで算定可能	(3) で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	ル 介護職員特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位の 63/1000 加算	
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算II			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位の 42/1000 加算	
A2	8310 訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位の 1/1000 加算	1月につき

・水色 ⇒ 新設 ・黄色又は赤字 ⇒ 変更 ・灰色 ⇒ 廃止